

平成29年度 第3回 福岡県環境審議会 議事録

日時：平成30年1月22日（月）

10時00分～12時00分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

（環境政策課：迎田企画広報監）

只今から平成29年度第3回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は、環境政策課企画広報監の迎田と申します。どうぞよろしくお願いたします。以後、着座して説明させていただきます。

議事に入ります前に、環境部長の関が御挨拶申し上げます。

（環境部：関部長）

皆さんおはようございます。環境部長の関でございます。

大変お忙しい中、本日は環境審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より、皆様方には、環境行政につきまして、大変な御協力、御指導を賜っております。この場を借りまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今日の審議会でございますけれども、今年度最後の審議会となっております。

御案内しておりますとおり、答申事項1件、諮問事項5件、部会決議報告1件及びその他の報告1件を予定させていただいております。

答申事項につきましては、昨年1月に審議会に諮問いたしました福岡県環境総合ビジョンについてでございます。

これまで、皆様方から熱心な御議論をいただきまして、随時改訂を重ねてきております。

また、昨年12月にはパブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様などからも多くの御意見をいただいているところでございます。

こうした御意見を踏まえまして、先月、第4回の専門委員会を開催させていただき、御審議をいただいた内容につきまして、本日審議会でも最終案について御審議をいただきたいと考えております。

ところで、環境部の取組みとして、昨年度7月の豪雨発生以来、懸命に流木対策等に取り組んできておりますので、御報告させていただきます。

これまで、様々な取組みを進めまして、道路でありますとか、緊急的な復旧工事に伴います流木及び土砂については、昨年までにほぼ撤去を完了することができました。

しかしながら、河川に埋もれている流木、また砂防施設や農地等に残っている流木については、今後工事を進めながらさらに撤去を進め、来年度のできるだけ早い時期に完了したいという努力を続けているところでございます。

回収しました流木につきましては、チップ化をし、火力発電の燃料やセメント原料等と

して活用し、できるだけリサイクル、活用していくという方針で取り組んでいるところでございます。

改めまして、本日の議題でございますが、本県環境行政における重要事項でございます。

委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

(環境政策課：迎田企画広報監)

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員34名中26名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。

従いまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、新井委員、藤巻委員、筒井委員につきましては、代理にて九州経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課課長補佐 久保智恵子様、九州地方整備局企画部広域計画課課長 鈴木昭人様、第七管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長補佐 日高保和様に御出席いただいております。

それでは、本日用います資料の確認をお願いいたします。

お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しておりますとおりでございます。

ここで、大変申し訳ありませんが、多量な差し替えが生じております。資料1につきましては、本日差し替えを机の上にクリップ留めにて置かせていただいております。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

それでは、これからの議事進行は、浅野会長、よろしくをお願いいたします。

(浅野会長)

おはようございます。今日もよろしくをお願いいたします。

それでは、本日は部長から御挨拶にもありましたように、先だってからずっと御審議をいただいております福岡県環境総合ビジョンについて御審議をいただき、もし御同意をいただければ、本日を以って知事に答申させていただく案を決定いただくことにしたいと考えております。

この案件につきましては、皆様方の同意をいただきまして、専門委員会を設置し検討を進めてまいりました。専門委員会の検討結果については前回、報告申し上げ、パブリックコメントに付する案としてとりまとめを御了承いただきました。

その後パブリックコメントを行いました。専門委員会ではさらにこのパブリックコメントの結果の報告を受けまして、そのパブリックコメント等でいただいた御意見を踏まえた修正や専門委員会がその後に気付いた修正等を加えまして、最終的な答申案を本日用意することができました。

実は、北九州市が環境基本計画の検討を既に終えておりまして、市長に審議会からの答申を差し上げておりまして、昨年11月正式に計画が決定されたと聞いております。

本県も本日答申案について御同意をいただけましたら、速やかに答申を行い、早いうちに正式に計画決定ということになるだろうと思います。

また、国も第5次の環境基本計画を検討しておりまして、こちらはようやく素案が審議会に出されました。この後さらに審議を重ねて、パブリックコメント、最終決定という段取りになりますが、おそらく国の第5次環境基本計画の閣議での決定は4月になるだろうと思います。

そういう意味では、国に先駆けて北九州市、福岡県が環境基本計画の改定を行うことができたということは良いことではないかと思っておりますし、後で説明申し上げますが、内容としては国連で決められました持続可能な開発目標(SDGs)をしっかりと踏まえながら、計画を立てております。

本県はそれに加えて、後で詳しく説明申し上げますが、生物多様性の地域戦略についても、定期的な見直しを行っておりまして、その内容についても、SDGsの考え方をきちんと踏まえて、どのゴールがどのSDGsのゴールに該当するのかという整理もしていただいております。

SDGsをしっかりと踏まえた計画が作られているという点では、福岡県が全国でも先進的ではないかと思っております。

残念ながら福岡市はもっと前に計画を作っていますから、SDGs対応の仕様にはなっておりませんので、急遽福岡市の事務局に、既に作ったものではあるけれども、SDGsとの関係がどうであるのかということを整理して公表できるように準備するようお願いしております。

そうなりますと、福岡県と県内の2政令指定都市が同じ歩調で、SDGsを踏まえた環境計画を持っているということができるとございまして、この点は全国にも誇るべきことになるのではないかとともに思います。

ではまず、この福岡県環境総合基本計画の答申につきまして、私が専門委員会の委員長でありましたので、概要の報告をさせていただきます。

肝になる部分は、今説明申し上げたとおりです。

これまで福岡県が環境総合ビジョンとして進めてまいりましたビジョンの大きな柱立てについては、特に変える必要はありませんので、その柱立てを活かしながら、さらに今の時代にふさわしい内容のものに変えていこうといたしました。

目次を御覧いただけますでしょうか。

資料1の最初の部分です。目次を御覧いただきますと、第1章ではこの計画がどういう内容のものであるのかということをはっきりと明らかにするために、これまでの計画の達成状況について記しております。

また、この計画の期間がいつまでであるか、或いは計画がどういう構成になっているか

ということを記しております。

第2章では本県の環境の将来の姿がどういう姿であるべきかについてビジョンを示しております。

それを踏まえまして第3章では、これは前からの計画にもあったわけですが、柱そのものを特に変える必要はないということで、そのまま活かしながらそれぞれの柱についてビジョンを示し、どういう課題があるか、それからどのように施策を進めていくのかということを示しております。

さらに加えて本県が重点的に行う施策は何であるのかということも示していこうということで、こういった形になっています。

このスタイルは北九州市と同じような考え方でございまして、抽象的に項目を並べるのではなくて、プロジェクトをしっかりと示しておきますと、これは計画の達成状況の点検をする時に役に立ちますので、そういう考え方でやっております。

1から4までの項目は、分野別の取組みということになりますけれども、それをさらに横断的に考えようということで、5がございまして、さらに6と7については全体についても横断的に取り組むと、こういう形は従来どおりの考え方でございます。

先ほど申しましたように、SDGsのターゲットとこの計画がどういうつながりがあるのかということ、他の府県で今まではやったことはないでしょうけれども、この計画が福岡県のマスタープランである総合計画とのつながりの中で、どの部分を担っているかということ、これをまずはっきりさせまして、その総合計画をよくよく考えてみるとSDGsとのつながりがしっかりあるのだということ、これを明らかにしながら、この環境総合ビジョンが総合計画のどの部分を分担しそれがSDGsとどうつながるかということを示すということといたしております。こういう考え方を取るのには重要なことだと思います。私の希望としては、できれば他の本県の計画も同じような考え方で県の総合計画との関係を明らかにし、そのどこを担っているのかを示しながら、さらにSDGsとどうつながっているのかを示していくことが行われると良いのだと思っております。

第5章ではこの計画の今後の推進体制をどうするのかということを示しております。

なお、第三次計画の成果がどうであったかということに対しては、普通は計画の頭のところに書くことが多いのですが、あまり前の方に色々書くと、そこを読んでいるうちに疲れてしまう可能性があって、肝心の部分を誰も読んでくれないということになりかねないので、過去どうであったかということについてはこの計画では後に参考資料として掲載しています。ゆっくり読みたい方は後の方を読んでいただければということにしています。それらが参考資料ということでございます。

以上が答申案の構成と概要でございますが、細かい内容につきましては、事務局に説明させていただきます。よろしくお願いたします。

(環境政策課：大羽課長)

それでは事務局の方から 10 月 24 日に開催しました環境審議会において、委員の皆様からいただいた御意見並びに 11 月から 12 月にかけて実施しましたパブリックコメント等で寄せられた意見を踏まえまして、前回の審議会で提示させていただいた計画案から変更した箇所を御報告させていただきたいと思っております。

本日はお手元の資料 1 の差し替えとして資料 1、参考資料 1、参考資料 2 の差し替えをお配りしております。これからの説明でございますけれども、本日差し替えさせていただきました参考資料 1 と参考資料 2、そして、本日御持参いただいている資料 1、この 3 つを中心に用いながら説明させていただきたいと思っております。

それでは差し替え分の参考資料 1 に基づきまして内容を説明させていただきたいと思っております。この参考資料 1 は前回の審議会で委員からいただきました御意見に対する対応状況を取りまとめたものでございます。

ほとんど御意見のとおり対応させていただきまして、事前に送付させていただいた資料 1 に反映させていただいておりますが、残念ながら御意見に沿えなかったものが数件ございますので、これらを中心に説明させていただきたいと思っております。

参考資料 1 の左肩の通し番号 4 でございます。下條委員の代理の西野様から御意見いただきまして、地球温暖化適応策として果樹関係の記載をという御意見をいただいております。所管課とも協議いたしましたけれども、果樹につきましては研究段階に留まっており、現時点でこれ以上の具体的な記入は困難であるとの結論に至っております。お手元の資料 1 で言いますと、20 ページでございます。20 ページで、果樹についても言及させていただいており、ここをさらに具体化できないかということでしたけれども、10 月 24 日にお示しした原文のとおりということになっております。

それから参考資料 1 に戻っていただきまして、番号 6 でございます。井上眞理委員から、温暖化により中心部が白くなったコメの品種を記載していただきたいとの御意見でした。本体で言いますと資料 1 の 20 ページでございます。こちらに米の中心部が白くなった写真を記載しています。ここに個別の品種名を書くということにつきまして原課とも調整いたしましたけれども、この問題は個々の品種に限った問題ではないということ、また、個別の品種名を出すと風評被害を含め、誤解を招きかねないということから、脚注については現在のとおりに整理させていただければと思っております。

それから参考資料 1 の通し番号 8 でございます。堤委員からの御意見で、花粉症対策と森林環境税について、本体で言いますと資料 1 の 43 ページの中に織り込めないかという御意見でございました。所管課とも協議いたしましたが、森林環境税は専ら荒廃した森林の再生等に要する費用に充てるためということに鑑みますと、花粉症対策をここで入れるというのではなくて、健康で快適な生活環境の形成という観点から、花粉の少ない樹種への転換ということに触れた方がよいのではないかということになりました。資料 1 で言いますと 50 ページの下から二つめの丸の頭のところでございます。こちらで、花粉症対策・花粉の少な

い樹種への転換について触れるということで整理させていただきたいと考えております。

それから番号9でございます。井上眞理委員からの御意見で、同じく資料1の43ページに針広混交林の写真を掲載してございます。針葉樹と広葉樹が混在するという姿をより明確にするために、紅葉の時の写真があれば良いという御意見をいただいております。所管課に確認しましたけれども、現状は適当な写真が見つかっておりませんので、本日のところは前回どおりの写真で対応させていただいておりますけれども、引き続きこの件は努力してまいりたいと思っております。

それから参考資料1の裏面を御覧いただきたいのですけれども、重要な御指摘でしたので、改めて説明させていただきます。

通し番号の15番から17番にかけて、吉野委員の方から御指摘いただいております。各々の該当ページは参考資料1の右肩、赤文字で該当ページを記載してございます。

内容としては、施策の方向と指標が噛み合っていないのではないかという御意見でした。指標に設定されているものであれば、それに対応した形で当然施策の方向に何らかのがあるべきということでございました。この3点とも指標との対応で施策の方向の欄に必ず記載する必要があると考えまして整理したところでございます。

参考資料1に基づく説明は以上のとおりでございます。

次に、同じく本日差し替えさせていただきました参考資料2を御覧いただきますようお願いいたします。

パブリックコメント等との対応表でございます。表紙を御覧いただきますと、このパブリックコメントは昨年11月21日から12月4日までの2週間実施いたしました。全体で御意見は18件いただいております。

資料の中にはこの他、市町村からいただいた御意見、それから先ほど会長からもお話がありました12月22日に開催しました専門委員会でのやりとり、こういったことを踏まえた対応状況を取りまとめた資料となっております。これにつきましても参考資料2の表の一番左端の通し番号に沿って説明させていただきたいと思っております。

1ページでございます。

3番でございます。SDGsの本計画における取扱いについてもう少し具体的に書いたらどうかという御意見をいただきました。口頭で浅野会長に非常に分かりやすく御説明いただきました。その説明を文章化するというのはなかなか難しい面もございまして、不十分という認識は事務局としても持っておりますけれども、結論といたしましては、資料1の5ページに新たに四角囲みを設けましてSDGsに対する説明を充実させるということで対応させていただいております。

それから4番でございます。前計画の進捗状況についてでございますけれども、表現が不明確ではないかとの御意見をいただきました。これにつきましては資料1の1ページの5、6行目にかけて記載しております。指標の達成状況を追記いたしまして、進捗状況が具体的に把握できるように表現を改めているところでございます。

参考資料2の3ページを御覧ください。9番でございます。該当する箇所は資料1の44ページでございます。SDGsとの関連図の表の中に15-1というターゲットが記載してございまして、これは、陸域生態系の保全回復及び持続可能な利用についてということでもありますけれども、これに絡めて何らかの成果指標で定量的な目標設定が必要ではないかという御意見でございます。野生鳥獣の適正な管理につきましては、定量的な目標を設定して取り組んでおるところでございますけれども、御意見で提示されたような特定の生物の生息可能面積については、現状のところ数値目標は設定できておりません。しかしながら、これは非常に重要な指摘でございますので、今後この保護に関する目標を載せて設定が可能になるように引き続き県として努めていきたいというふうに考えております。現状は目標の設定は見送るということで対応させていただいたところ です。

続きまして参考資料2の7ページを御覧いただきたいと思 います。通し番号で言いますと19番から24番にかけてでございます。こちらの方は専門委員会、そして県内の市町村からいただいた御意見への対応をとりまとめたものとなっております。

通し番号19番でございます。自然資本の取組みについて何らかの記載をという御意見でございます。これにつきましては、資料1の38ページの上から2つめの黒ポツで自然資本にかかわる久山町での取組みを新たに加えたところでございます。ここは先だって新聞等でも報道されたことですので、委員の皆様御記憶にも新しいところではないかなと思 います。

20番の御意見でございます。昨年7月に発生した九州北部豪雨等の災害に強いインフラ整備についての記載を見直しまして充実させたところでございます。資料1で言いますと13ページの下から2つめの黒ポツでございます。具体的に変更した箇所と申しますと、「県民の生命と財産を守るため、治水、治山、砂防、道路防災などの自然災害対策を推進し、災害に強い県土づくりを進めます。」という記載を追記しております。

さらに、このページの下から5行目でございます。「さらに、交通施設や通信、電気・ガスの供給などの公共インフラが災害に強いものとなるよう に取り組みます。」といった記載を追記しているところでございます。

その他の意見については、時点修正、或いは疑問点への回答ということで説明は省略させていただきます。

続きまして、参考資料2の9から10ページにかけてでございます。こちらは専ら県庁内部からの意見を整理したものとなっております。ここで、大きな変更点といたしましては、30番でございます。資料1の50ページでございます。騒音・振動・悪臭対策の2つめのポツの説明が分かりづらいという意見でしたので、説明を追記しております。新しいものは本日お配りした差し替え資料の中で対応させていただいております。赤字で表記しておりますので、御覧いただければと思 います。

また参考資料2に戻っていただきまして、意見の35番でございます。ここは、表現の修正でございます。平成31年度以降の元号は既に変更されるということが決まっておりますので、該当箇所は西暦に切り替えるという体裁を整えております。全体的に新しい環境総合

ビジョンでの記載は全て同じものの考え方で表現を整理しているところでございます。

参考資料2の11ページ以降でございます。こちらは先月開催させていただきました最終の専門委員会で各委員からいただいた御意見に対する対応状況を取りまとめたものとなっております。

特にここで触れておきたいのは、42番でございます。先ほども少し触れさせていただきましたけれども、資料1の20ページに米の中心が白くなった写真、こちらは本日も机上に配布した差し替え版で対応させていただいておりますけれども、これでもどうかなという思いを事務局としても持っているところでございます。もう少し鮮明で問題が分かる写真を探したいと考えております。

それから参考資料2の12ページ以降でございますけれども、こちらの方の修正箇所につきましては、事前送付させていただいた資料の方に反映されたものでございますので、御覧になっていただければと思うのですけれども、1つ、49番の意見だけ説明させていただきたいと思います。

こちらは差し替え版ということで、机上也にも置かせていただいているのですけれども、「環境を考えて行動する人づくりの推進」というところで、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進に関する記載を充実させようということで、資料1の73ページの持続可能な開発のための取組みのESDの推進の中の1つめと2つめの黒ポツを書き改めたということでございます。

それから最後に、本日お配りした資料1の差し替えリストの後ろの方に県の総合計画と新しい環境総合ビジョン、そしてSDGsとの対応を整理した参考資料の差し替え版をお配りしているところです。こちらにつきましては、個々のゴール・ターゲットとの関連を今一度事務局の方で再精査いたしまして、関連するロゴを追加しております。ここについては、そのまま差し替えていただければと思います。

なお、本日お配りしております資料1の差し替えのこれ以外の部分は概ね参照するページのずれや、字句の軽微な修正、追加といったものを中心としております。予めお配りしておりました資料1の該当箇所、このまま差し替える形で用意しておりますので、後ほどお時間のある時に差し替えていただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(浅野会長)

それでは、前回の審議会で委員の皆様から御意見をいただいた箇所について、この部分は直しましたということを含めて御説明がありました。

なお、今日の資料1の22ページには、2014年の物質フロー図が載っているのですけれども、まだ、中央環境審議会の循環型社会部会の日程が決まっていないのです。間違いなく次の部会には2017年分の計算が終わって新たな表が出てくるはずです。ですから、ここは本質的なところではございませんので、資料として載せる以上は最新のものを載せたいと思いますの

で、もし印刷の頃までに間に合うようでしたら、ここは新しいフロー図に変えさせていただくことになると思います。そういう時点修正を今後も印刷を出すまでに、可能なものはできるだけ新しい物に変えたいということではと考えております。本文を変更することはいたしませんけれども、ここに載っている資料や図のようなものについては、若干の手直しを答申後にさせていただくということになるかと思っておりますので、この点は予め御了承いただければと思います。

それでは、この答申案につきまして御意見がございますか。吉野委員どうぞ。

(吉野委員)

吉野です。私の指摘について、修正していただいております。

表現についてです。37ページの下から10行目、生物多様性のところについて、田んぼの記載を加えていただいておりますが、これだと少し分かりにくいところがあると思います。重要な役割を担うのは農地です。つまり、農地の保全が重要なはずなので、政策を先に出さずに、「農地の保全に取り組む以下のような活動をします。」といった文章にした方が、農地の保全が重要であるということが活きるのではないかと思います。

ですので、「生物多様性の保全や良好な景観の形成などにとって重要な役割を担う農地を保全するために以下のような活動をします。」といった文章に修正したらいかがでしょうか。

(浅野会長)

ありがとうございました。これは確かに仰るようにこの書き方よりも委員の修正案の方が良いですね。

事務局お分かりでしょうか。

では、これは委員の御意見に沿って修正をしたいと思います。

他に何かございませんでしょうか。はい、井上眞理委員。

(井上眞理委員)

専門委員会での意見を反映していただいて、どうもありがとうございました。

資料1の20ページのコメの写真と、差し替え分の10ページの写真を比べていただきたいのですが、私は専門が農学ですので、差し替え写真の米の比率が横に広がっているようで、気になります。誤解を招きかねませんので、比率を守って拡大していただきますようお願いいたします。

これは玄米の写真でございますけれども、このように丸いものはございませんので、気になりました。どうぞよろしく申し上げます。

(浅野会長)

分かりました。修正いたします。
他に御意見がございますでしょうか。

(意見等なし)

よろしいでしょうか。特段の御指摘が無いようでしたら、前回の御意見の扱いについても御了承いただいたということで判断をさせていただきます。

それでは、只今頂きました井上眞理委員からの写真の縮尺及び吉野委員からの文章の修正については、事務局の方で手直しをして、それを取り入れた形で本日提出した資料を当審議会が知事に提出する答申にするということでお認めいただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、そのように決しました。

それでは、次の議題でございまして、新たな諮問事項でございます。

こちらは定期的に行われる内容のものを含めた諮問事項でございますが、まず、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」、事務局から説明をいただきたいと思っております。

(環境保全課：野中課長)

環境保全課長の野中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料2を用いまして、諮問事項「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」、説明をさせていただきます。

資料2をめくっていただいて、1ページを御覧ください。

「水生生物保全に係る水質環境基準について」、考え方を説明させていただきます。

表1-1のとおりでございますが、水質汚濁に関する環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」に分けて設定されております。

この「生活環境の保全に関する環境基準」に、平成15年に新たに、「水生生物保全に係る環境基準」が設定されました。

具体的な数値は、次の2ページの表1-2のとおりでございます。

水生生物の生息状況の適応性に応じまして水域を類型化し、その類型ごとに基準値が定められております。

現在の基準項目は、「全亜鉛」、「ノニフェノール」、「LAS」の3項目で、河川・湖沼については4つの類型、海域について2つの類型が設定されております。

4ページをお開きください。

「水生生物保全の類型指定について」でございます。環境基準は、類型を指定することによりまして、その類型に応じた環境基準が適用され、その達成状況が評価されることとなります。

この類型指定ですが、複数の都道府県にまたがる主要な水域については、国の方で行っておられます。河川については、平成 22 年に表 1-5 のとおり、類型指定が行われております。

また海域については、現在、類型指定の作業が行われておるところでありまして、昨年、響灘及び周防灘について類型指定され、現在、有明海について類型指定の作業が行われております。

国が指定する水域以外は、県が指定することとされておりまして、本県では、次の 5 ページの表 1-7 にございますとおり、平成 26 年度から魚介類の生息状況の調査を開始しまして、平成 28 年度から 5 年間かけまして、順次、河川や海域の類型指定を行う予定としております。

この中で、昨年度の審議会におきまして、本県における類型指定の基本方針並びに「博多湾流入河川」及び「大牟田市内河川」の類型指定(案)について御審議を頂きまして、昨年 4 月 7 日付けで、これらの河川について、県としては初めての類型指定の告示を行いました。

今回は、昨年度に引き続きまして、この表 1-7 の上から 2 段目に記載しておりますが、「豊前海流入河川」及び「遠賀川」の類型指定(案)について御審議をいただくものでございます。

6 ページをお願いします。

「水生生物保全の類型指定の方針について」であります。

6 ページから 11 ページにかけて、この「水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定」の基本的な方針についてお示しをしております。昨年度の審議会にて御審議いただきました内容でございますが、改めて概要を説明させていただきます。

まず、「(1) 類型指定のための必要な情報」ですが、水生生物保全の類型指定につきましては、国の通知によりまして、6 ページの①～⑤にございますとおり、水質や水温などの情報を把握することとされております。

このうち、「④ 魚介類の生息の状況」については、原則としてイワナ、サケマス等、低温域を好む魚介類が生息する水域を生物 A 類型、コイ、フナ等、高温域を好む魚介類が生息する水域につきましては生物 B 類型とすることとされております。本県では、表 2-1 のとおり、国が示した魚介類の分類を用いて類型指定を行いまして、情報収集を行っております。

7 ページをお願いします。

「(2) 対象河川」についてであります。

国の通知では、BOD 等の一般項目の類型指定は、「水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域の全て」を対象とされておりまして、現在、本県では、94 河川を指定しております。

一方、水生生物保全の類型指定は、「水生生物の保全を図る必要がある水域の全て」を対

象とされておりまして、県におきましては、海域を含め、平成 28 年度からの 5 年間で作業を行う予定でございます。

また、指定後は、水質の常時監視が必要となりますので、この常時監視を効率的かつ効果的に継続する必要がございます。

このため、既存の指定河川のうち、より水生生物の保全の必要性が高い河川につきまして、優先的に類型指定を行うこととしております。

具体的には、8 ページをお願いいたします。

河川の選定方針としまして、まず一定以上の魚種の生息が推測される河川延長が 10km 以上の河川と併せて記載しておりますが、内水面漁業権が設定され、漁業が行われている河川の計 60 河川につきまして、優先的に指定を行うこととしております。

9 ページの図 2-2 に対象河川を示しております。

色付きの河川が、類型指定の対象でございます。

なお、これらの河川以外につきましても引き続き、水質の把握に努めるとともに、情報収集を行いまして、今後、指定の必要性を検討することとしております。

10 ページをお願いします。

「(3) 類型指定の考え方」についてであります。

まず、「ア 水域の区分」でございますが、枠囲みのおり、「① 冷水性の魚介類が生息していない河川については、全域を生物 B 類型に指定」することとしております。

「② 冷水性の魚介類が生息している河川」につきましましては、その生息の有無だけではなく、生息範囲の広さ、水質、水温、人為的な汚濁負荷の流入状況等を踏まえまして、当てはめる類型を決定することとしております。

続きまして「ウ 環境基準点の設定」についてでございます。

環境基準点は、既存の基準点を最大限活用することとしまして、同一類型の水域内に複数の基準点がある場合は、最下流の基準点を設定することとしております。

生物 A 類型を指定する場合で、既存の基準点等が無い場合は、最も近い測定地点を活用しまして、またその地点が適当でない場合は、新たに基準点を設定することとしております。

以上が昨年度の審議会でご審議いただきました類型指定の基本方針でございます。

12 ページをお願いいたします。

この基本方針に基づきまして整理いたしました具体的な「類型指定(案)」についてでございます。

今年度は、豊前海流入河川及び遠賀川並びにこれらに付随する油木ダム、力丸ダムにつきまして、水質や水温、水生生物の生息状況につきまして情報収集・検討を行った結果、表 3-1 から表 3-3 のとおり、「類型指定(案)」とすることが適当であると考えております。

また、達成期間につきましましては、いずれの河川の水質も水生生物保全に係る水質環境基準以下で推移しておりますので、「イ」すなわち直ちに達成するという事で達成期間を設定しております。

なお、河川ごとの具体的な検討結果につきましては、15 ページ以降に記載しておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、只今御説明していただきましたこの水生生物の保全に係る水質環境基準については、昨年審議いたしました、その折にこの制度ができた時のいきさつについても御説明を申しあげましたので、説明は省略させていただきます。

要するに、人の健康に関する環境基準ではなく、生活環境に関する環境基準の一つとして、生物の生息環境それ自体に着目をした環境基準を決めましょうということです。実際には、その場所にいる生物に悪さをする物質の環境基準を水域別に決めていくということで、現在は3つの物質について基準が決められております。

1番最初にできたのは亜鉛で、その後にノニフェノール、そしてLASという順番に決められてきておまして、特に3番目のものは中性洗剤に関するもので、本来これが一番急がれていたのですが、ようやくこれにも基準が決まったということになります。

ということで、これからも順次、福岡県内の、国が指定していない河川については、本県で水生生物に関する環境基準を決めていくということになるわけです。

本日はその第二段ということで、遠賀川水系と豊前海流入河川、小さい川をひとまとめにして、指定をするということで、知事から諮問があったということでした。

この案件の取扱について先に御説明申し上げます。前回もそうでしたが、これは個々の河川の川のデータを丁寧に見ていただいて、専門的に御議論いただかなくてはなりませんので、総会のこの場で細かい、各論の議論は行わず、水質部会にお諮りし、そこで御議論いただきまして、結論が出ましたら、それをもって当審議会の総会の結論に代えるという手順を進めることにしております。

そのことを前提にした上で、ここで御質問がありましたら事務局からお答えいただきます。何かございますか。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。特に委員御自身のお住まいの近くの川でこういったことを留意してほしいなどといったことがあればと思いますが。久留委員どうぞ。

(久留委員)

5 ページのスケジュールでございます。類型指定の年度が被るところがあったりしますが、そういった調査がされた後の対応はどうなのでしょう。

例えば、何かの物質が出たり、問題があったりしても調査は次の年度の河川に移っていく

のでしょうか。つまり、別の川に調査対象が変わっていくということでしょうか。

全体を通した体系がよく分からないので、教えていただきたいと思います。

(浅野会長)

要するに、類型指定をするためには、その生物の状態をきちんと調べなければいけませんから、それを丁寧に調べた上で事務局としてどういう類型が良いかという原案を作り、それを審議会に資料と共に提出されるということです。

細かい生物調査のデータ等の分析を含めて、この分析に基づいてこういう類型指定をして良いかということの水質部会で御議論いただくということになります。

(久留委員)

類型指定をどうしていくかということを議論していくということでしょうか。

(浅野会長)

そのとおりです。生物がいなければ問題にはなりません。そして、いるとしてもどういうものがあるか、とりわけ冷たい水を好むイワナなどといったものがあるかどうかということが非常に重要なことですから、それを調べていただいているということです。よろしいですか。

(久留委員)

川の状態がどうであるかということではなく、生物に的をあてて生物がどういうところに生息しているかというところでの話なのですね。

(浅野会長)

類型指定の前提として委員御指摘の情報を集めるということですが、この時点でこのようなデータがあるというのはそれ自体が貴重な資料です。例えば環境影響評価を行う場合に、これから数年後になったら、このデータを元に環境影響評価の審査をするというのも可能になってくるだろうと思います。

ですから、それをどう使うかということです。これだけを目的に使うわけではなくて、データそのものが県の持っているデータとして、色々な使い道があるということが言えます。

或いは、学校の教育現場でどんな生き物がいるか調べる時にも、こういうデータは使えるわけです。ですから、これ自体は決して無駄な調査ではないと思います。

よろしいでしょうか。何か御指摘はございませんか。

(意見等なし)

よろしいようでしたら、この件につきましては、先ほど説明申し上げましたが、水質部会に審議を付託するという事でよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議はないようでございます。そのように扱わせていただきます。

それではもう一つ、水質部会に付託する諮問事項でございますが、「平成30年度水質測定計画の策定について」でございます。これも例年のことですが、県内の公共水域の水質を測るといふ仕事を県だけが行っているわけではございません。政令指定都市や国土交通省、さらに市町村にも行っていただいておりますので、それらが重複しないように、また項目に漏れがないようにということをお県が中心になってとりまとめをするということになっております。この水質測定計画は県の計画ではございますが、実際に測定をされるのは県だけではなく、色々な団体が行っておられるということです。

一番注意しないといけないのは、前年に比べて測定点が大幅に減ってしまうというようなことが起こると困ったこととなりますから、そういったことがないかしっかりとチェックをするというのがこの事項での審議会の役割となります。

「平成30年度水質測定計画の策定について」、事務局から説明願います。

(環境保全課：野中課長)

それでは、諮問事項2番目の「平成30年度水質測定計画の策定」につきまして、資料3の方で説明させていただきます。

では、2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

「水質測定計画の策定の目的」でございます。

今、会長の方からお話もございましたけれども、県をはじめ、国、そして福岡市、北九州市などの市町村では、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、川や海、湖等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しております。

これらの監視を統一的な観点から総合的に実施するため、県が水質汚濁防止法の規定に基づきまして、この計画を策定しているものです。

この計画は、その年度において測定すべき項目、地点、方法等を定める重要なものでございますので、毎年この環境審議会で御審議をいただきまして、専門的な見地からの答申をいただいた上で決定をすることとしております。

次に、本県の水質の現況でございます。

公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼ全ての地点で基準を達成しております。また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについても、このグラフにございますように、平成の初めの頃と比較しますと徐々に改善をしてきております。

県としましては、引き続き水質保全のための取組みを継続してまいります。

地下水につきましては、県内全域を対象に調査を行っておりまして、ほぼ例年、環境基準を超過する井戸が見受けられます。

基準超過の主な原因は、自然由来によるものでありますが、県では市町村等と協力しまして原因究明や飲用指導等の対応を行っております。

2ページをお願いいたします。

「平成30年度計画の基本方針」でございます。

公共用水域調査におきましては、水質汚濁の経年変化を把握するため、従前のおり、原則として前年度と同じ測定地点、項目、頻度で調査を実施いたします。

地下水調査におきましては、引き続き、県内の地下水質の状況を全体的に把握するため、概況調査を実施します。

この調査で汚染が判明し、継続調査が必要とされた井戸につきましては、継続監視調査を実施いたします。

次に、「4 平成30年度水質測定計画（案）の概要」でございます。

実施期間は、4月1日からの1年間でございます。

公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計26機関で、表の左下でございますが、435地点において測定を行うこととしております。

測定項目につきましては、基本的に環境基準が設定されている項目としまして、必要に応じ、要監視項目やその他の項目を測定することとしております。

生活環境項目が13項目、健康項目が27項目、要監視項目が31項目、その他の項目としまして電気伝導度等を測定いたします。

続きまして、3ページ中ほどの「③平成29年度計画との主な変更点」について御説明をいたします。

1点目は、一つ前の議題で御審議いただきました、水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定に伴う変更点でございます。

類型指定は、本県で豊前海流入河川、遠賀川において予定をしておりますほか、本県と同様、国が平成29年度中に有明海において指定をする予定でございます。従いまして、今回お諮りをしておりますこの水質測定計画では、この3つの水域において、各水域の水質を代表する環境基準点を新たに水生生物保全に係る基準点として位置付けまして、基準を達成しているか否か評価を行ってまいります。

なお、この3つの水域のうち、豊前海流入河川の祓川には、水生生物保全に係る環境基準点を新たに1地点追加する予定でございます。

2点目は、唐津湾の測定回数の見直しです。現在、県が測定している海域のうち、この唐津湾のみ1日2回測定をしておりましたが、これまでの測定でデータが蓄積されまして1日の内の変動が小さく水質が安定していることが分かりましたので、1日1回の測定で、基準の適否の判断が可能であると考えております。

続きまして、「(3)地下水調査」についてです。

地下水調査についても、ここに記載の各機関で実施いたします。合計 223 地点において実施することとしております。

4 ページを御覧ください。

測定項目につきましては、環境基準項目は 28 項目、要監視項目は 5 項目、その他の項目として水素イオン濃度等を測定いたします。

「③ 主な変更点」といたしましては、北九州市がこれまでの調査で継続して基準超過がなかった 1 地点の測定を終了し、概況調査で超過があった 2 地点を継続監視調査に追加をしています。また、福岡市がこれまでの調査で継続して基準を超過している地点の測定回数を、年 2 回から 4 回に増やしております。

次に、「(4)測定結果の報告・公表」についてでございます。

昨年同様、12 月頃に県内の状況を公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、「平成 30 年度水質測定計画(案)の策定について」説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、この件についても毎年のとおり最終的には水質部会にお諮りして、そこで決定されたことを本会での決定ということにさせていただいておりますが、付託するにあたって何か御意見・御指摘等ありましたら、御発言ください。どうぞ、柳瀬委員。

(柳瀬委員)

柳瀬でございます。調査を行う地点についてです。7 月の九州北部豪雨で朝倉地域の水系、地下水系というのは変わっているかと思うのですが、その対応については計画に反映していただけているのか教えてください。

(浅野会長)

事務局から回答してください。

(環境保全課：野中課長)

豪雨の影響でございますが、この前の類型指定についての議題にもございましたが、類型指定に当たっては、水生生物の生息状況を把握する必要がございます。この点につきましては、色々と被害を受けている関係もございまして、今年度実施していた調査を来年度に延長しまして、そしてしっかり調査を行った上で類型調査を行ってまいりたいと思っております。

そして、この水質測定計画につきましては、今年度も計画に基づきまして調査を実施しておりますけれども、常時監視にあたりまして、地点そのものが影響を受けていることはございません。水質の影響につきましては、定期的に調査を実施していく中で、豪雨による影響

が見られたかについては、注視していきたいと思っています。

(浅野会長)

よろしいですか。地下水については、基本的に井戸水を見て行って、地下水汚染があるかを見ておりますが、たぶん豪雨の影響があるとすれば、自然由来の挙動が変わるということがあるかもしれないけれども、人為起源の汚染に関してはあまり特に影響がないだろうと思います。それは測っていただくことになるだろうと思います。

(環境保全課：野中課長)

地下水ということでございますか。

(柳瀬委員)

地下水にしる、表層水にしる、豪雨の影響で少し変わってきているかと思いましたが、県として何かしら措置をしておく必要があるかと思ひ質問しました。

(浅野会長)

どちらかという、この調査は環境汚染の問題を押さえていて、残念ながら地下水の挙動そのものを捉えるというものにはなっていません。

おっしゃるように地下水の挙動を完全に押さえるという施策は必要ですけれども、この国にはそういったものはかなり不足しているようですね。

(環境保全課：野中課長)

地下水についても、この測定計画の中で今後ともしっかり把握してまいりたいと思います。

(浅野会長)

他に何か御質問・御意見がございますか。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。質問がないようでしたら、この件についても先ほど同様水質部会に付託をするということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。御異議ないものと認めます。

では、次に生物関係の議題が3つ、諮問として出ております。

まず「耶馬日田英彦山国定公園英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画の策定について」でございますが、これは前回の審議会の時に、県の次の環境施策の目玉ということで、詳しく御説明いただいたものの行政施策化ということです。事務局から説明いただきます。

(自然環境課：岩崎課長)

自然環境課長の岩崎でございます。座って説明させていただきます。

諮問事項のウ「耶馬日田英彦山国定公園 英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画の策定について」、資料4により説明させていただきます。

まず、資料4の一番最後のページ、標題が「生態系維持回復事業制度について」というページをお願いします。

「生態系維持回復事業」とは、自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関して、公園ごとに定める「公園計画」に基づいて実施する事業でございます。

下の方ですが、この事業は、自然公園における優れた風景地を保護するため、従来の規制的手法とは別に、生態系に着目した取組みを予防的かつ順応的に進めていくため、平成21年に創設された制度でございます。

資料の2枚目にお戻りいただきまして、諮問書のページをお願いいたします。

2の諮問の理由でございますが、県知事が生態系維持回復事業を実施するために必要となる事業計画の策定にあたりまして、審議会の意見を伺うものでございます。

資料を1枚めくっていただきまして、「耶馬日田英彦山国定公園 英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画（案）の概要」を御覧ください。

資料は、この「事業計画（案）の概要」と、一枚めくっていただきまして次のページに「事業計画（案）」をお配りしておりますが、説明は、概要に基づいてさせていただきます。

「1 計画の背景と目標」についてです。

耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区は、福岡県レッドデータブックに掲載されておりますような絶滅危惧植物が多数生息しておりますほか、県内では希少なブナ林が存在する生物多様性の豊かな地域でございます。しかし、台風などの自然災害や、近年生息数が増大しているシカの食害などによりまして、森林の草原化や絶滅危惧植物の生育数の減少といった生態系への影響が深刻化しております。

このため、本計画におきまして、シカの捕獲や防護柵の設置を行いまして、自然植生に対するシカの採食圧を軽減することによりまして、絶滅危惧植物の保全と森林の再生を進め、生態系の維持と回復を図ることとしております。

次に、「2 生態系維持回復事業計画の計画期間」につきましては、計画策定の日から、1の目標を達成する日までとしております。開始の時期を計画策定の日としておりますが、予定としましては4月から開始できればと考えております。終わりの時期を1の目標を達成する日までとしておりますのは、絶滅危惧植物の保全と森林の再生という目標の達成にはシカの捕獲や防護柵の設置を実施しまして、シカの食害を減らした後、絶滅危惧植物や森林が

再生するまでに長期間を要すると考えているためでございます。

なお、下の5で記載しておりますけれども、計画策定後5年を目途に総括的な検証を行い、必要な見直しを行うこととしております。

次に、「3 生態系維持回復事業を行う区域」についてです。資料をこのページから3枚おめくりいただくと横に図面がございますので、そちらを御覧ください。耶馬日田英彦山国定公園のうち、福岡県内の英彦山及び犬ヶ岳地区全体を事業実施区域としております。面積で申しますと、約7,200ヘクタールでございます。自治体で申しますと、英彦山が添田町、犬ヶ岳側が東峰村、豊前市、みやこ町、築上町、上毛町、合わせまして6市町村にわたる区域でございます。

また、資料3枚目、事業計画の概要のページに戻っていただくようお願いします。

「4 生態系維持回復事業の内容」についてです。「生態系の状況の把握と監視」につきましては、まず植生調査を実施し、シカによる食害の程度や植生の回復具合を把握するとともに、シカの糞の数の調査結果や捕獲の状況などを分析し、シカの生息数の把握を行ってまいります。「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」につきましては、昨年度から環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用しまして実施しておりますシカの捕獲を継続して実施しますとともに、シカの食害が著しく、保全の必要性が高い区域におきまして、シカ防護柵を設置してまいりたいと考えております。

次の「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」につきましては、県のホームページ等で英彦山及び犬ヶ岳地区の生態系保護の必要性やシカの食害の状況などにつきまして掲載し、普及啓発を図ってまいりたいと思っております。

「5 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項」につきましては、地元市町村や関係行政機関と情報共有を行い、連携・協力して事業を実施してまいります。また、事業実施区域は大分県と隣接しておりますので、大分県の捕獲の実施状況につきましての情報交換、大分県が実施する事業との連携についても進めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(浅野会長)

何かこの件について、御質問等がございますでしょうか。

どういう制度であるかということは、前回の施策の御説明の時にもお話がございましたが、御理解いただけましたでしょうか。

要するに、シカの食害を防ぐため、これまではシカを捕まえるということばかりを考えて、そういった施策しかやってこなかったのですが、そうではなくて植物の方を守るためにそこに柵を設けてシカが入らないようにするという逆囲い込みをやろうという話です。全国的にもこれはかなり広がってきています。本県ではおそらくこれが初めてになるかと思っております。

区域については、国定公園区域、国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区ということで特定されておりますので、そちらの方のマップを見ればどこからどこまでかというのは分かるという

ことです。この地図を見ると線が太くて区域が分かりにくいですが、これは別途自然公園の方の図を見れば分かるということになります。

よろしいでしょうか。はい、山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

確認させてください。これはシカについてだけということでしょうか。

(自然環境課：岩崎課長)

シカの食害が生態系に影響を及ぼしておりますので、この自然公園区域で行いたいということでございます。

(山崎委員)

例えば、植生そのもの、よく問題になって言われるのは竹林ですけれども、そういった希少生物ですとか、望ましい生態系等を保全していくということだと、シカだけに注目するというのは若干疑問がありますが、その辺はどうなのでしょう。

(自然環境課：岩崎課長)

この地区で、事業実施前に予備調査を行いましたところによりますと、絶滅危惧種を含めて植生が影響を受けておりました、それについて、シカの食害というのがメインの問題でございましたので、それで今回策定しました。

(山崎委員)

それは分かるのですが、例えば九重山系の平治岳や深山霧島でノリウツギが侵食してくるということで、ノリウツギを伐採する作業をするとか、或いは野焼きをするというような望ましい生態系を保全するのであれば、単純にシカだけということでは上手くいくのかなということです。

生態系を保全するということだと、シカだけに限定できるのかなと思い質問させていただきました。

(自然環境課：岩崎課長)

繰り返しになりますが、ここではそういった植生に影響を与えている動物がシカだけということではございまして、シカを駆除するというのと、絶滅危惧種等を別途、種などを保存し、再生して埋め戻すという事業を併せて行って保全を図っていきたくと思っています。

(山崎委員)

ありがとうございます。

もう1つございます。シカは全体的にこの地域では増えているのでしょうか。それとも減っているのでしょうか。

私がよく知っているのはイノシシなのですが、イノシシはものすごく繁殖力がある。駆除することで頭数をコントロールすることは非常に難しいのですが、シカの場合はこのようにしてコントロール可能なのでしょうか。

経費もかかりそうな気がするのですが。

(浅野会長)

管理計画の所管課で答えていただけますか。

(畜産課：山下課長)

畜産課の山下でございます。

シカの捕獲については、私どもも目標を定めて順調に獲ってきておりまして、数は全体的に減るように進めておりますので、効果的であると思っております。

(浅野会長)

よろしいですか。ほかに何かございますか。

(質問等なし)

それでは、この案件については公園鳥獣部会に付託をいたしまして、公園鳥獣部会の決議を以って当審議会の決議にするという扱いにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ございませんようですので、この件については、公園鳥獣部会に付託をして、詳細な審議をいただき、そこでの決議を以って当審議会の決議にさせていただきます。

次に「第12次鳥獣保護管理事業計画」、「福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）」についてそれぞれ変更が必要となります。変更はかなり技術的な変更でありますので、説明は一括して行っていただきたいと思います。よろしくおねがいします。

(自然環境課：岩崎課長)

それでは、諮問事項のエ「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」資料5により説明をさせていただきます。

資料5の2枚目、諮問書のページをお願いいたします。

「2 諮問の理由」についてですが、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する

法律」で、希少鳥獣として指定されておりますオオタカの指定が解除されますことから、その捕獲許可等が県の事務となりますので、捕獲許可及び販売許可の手続きに関する審査基準を設定するため、第 12 次鳥獣保護管理事業計画の変更について審議会にお諮りするものです。

次のページをお願いいたします。「第 12 次鳥獣保護管理事業計画の変更」について、御説明いたします。

最初に、「1 鳥獣保護管理事業計画」について、御説明します。

鳥獣保護管理事業計画は、県が行います鳥獣保護管理事業について法に基づき知事が定める 5 ヶ年の計画となっております。

現在の計画は、平成 29 年度から 5 年間を期間とする第 12 次計画であり、下の四角の枠の中に概要を記載しております。

「2 計画の変更の理由」について、御説明します。

変更の理由は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」により国内希少野生動植物種に指定されているオオタカが、今年 4 月 1 日より指定解除されることに伴いまして、「施行規則の一部改正」及び「基本指針の一部変更」が行われたため、これに即して計画の変更を行うものです。

「3 法施行規則改正及び基本指針変更の内容」について、御説明いたします。

オオタカは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」によりまして、捕獲、飼養、流通が規制されていますが、国内希少野生動植物種の指定が解除されました後におきまして、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」におきまして捕獲、飼養、流通の規制措置を講ずることによりまして、継続的な保護及び管理に努めるよう改正及び変更が行われているものです。

「(1)法施行規則」改正の内容は、次の 3 点でございます。

①オオタカを、特に保護を図る必要のある希少鳥獣の指定から解除する。

②点目としまして、販売されることによりまして保護に支障を及ぼすことのないよう、販売禁止鳥獣の対象に追加する。また、販売されることにより保護に支障を及ぼすことのないよう、販売の目的としまして、公的機関等（動物園やこれに類する施設）における展示を設定する。

③点目としまして国内での違法な捕獲を防止するため、輸入する場合は適法に捕獲されたことを証明する外国の政府等の許可証の添付を義務付けるということでございます。また、輸入を規制する鳥獣これは特定輸入鳥獣と呼びますが、それにオオタカを追加することでございます。

「(2)基本指針」変更の内容は、資料の裏面、2 ページに添付しておりますが、次の 3 点です。

①については、海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられますことから、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることによりま

して、継続的な保護及び管理に努めるという考え方が基本指針に追記されております。

②点目につきましては、国内希少野生動植物種から解除されますオオタカは、鳥獣の管理目的での捕獲を、原則認めないとされております。ただし、防除対策を講じましても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合に限り捕獲を認めるという捕獲許可の考え方が追記されております。

③番目は、オオタカに販売許可証を交付する場合に付する条件としまして、販売する鳥獣の数量は、現に保有しております数量に限定すること、販売する鳥獣には足環を装着させること等、販売許可の際の条件が追記されています。

「4 主な変更点」について御説明します。

3で今御説明いたしました法施行規則の改正及び基本指針の変更を踏まえまして、本県の鳥獣保護管理事業計画におきまして、オオタカの捕獲許可及び販売許可手続きの審査基準を設定するため、必要な変更を行うものでありまして、主な変更点につきまして、4(1)、(2)に記載しているとおりであります。

その他に、(3)に記載しておりますとおり休猟区の指定期間満了に伴いまして、特定猟具(銃器)使用禁止区域が新規指定されておりますので、所定の変更をしております。

資料4の説明は以上でございます。

(畜産課：山下課長)

それでは、引き続きまして資料6でございます。

「福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の変更について」でございます。

1枚めくっていただきまして、諮問の理由でございます。

「諮問理由」は、諮問文にありますとおり、鳥獣保護管理法に基づきまして、第二種特定鳥獣(シカ)管理計画の変更について、お諮りするものでございます。

次のページをお願いいたします。

「第二種特定鳥獣管理計画」につきましては、数が著しく増加している鳥獣がある場合に、長期的な観点から当該鳥獣の管理を図るために、鳥獣保護管理法の規定に基づきまして県が策定する計画でございます。

本県では、イノシシとシカについて定めているところでございます。

「変更の理由」でございますが、鳥獣保護管理法施行規則が改正されまして、1日当たりの捕獲数の上限が1頭とされていましてニホンジカの捕獲制限が解除されております。

これに伴いまして、福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画において実施しておりました捕獲頭数の制限緩和措置が無効となりましたので、当該制限緩和に関する記載を削除するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。いずれも法施行令の改正に伴って、技術的な修正を行ったということでございます。

何か御質問はございますか。岳委員どうぞ。

(岳委員)

先ほど山崎委員の方からも質問がありましたけれども、イノシシについては「福岡県第二種特定鳥獣」になるのでしょうか。

先ほどの山崎委員のお話によりますと、イノシシは繁殖力が高いということでした。また、頭数については把握が難しいということをお話の厚生労働環境委員会でも委員の御指摘でお話にあがっておりました。その時はイノシシの所管が農林水産部なので、連携をしっかりと図るということで説明があっていたかとは思いますが。

シカだけが取り上げられているのは、イノシシについては問題ないという認識なのか、部が違うからなのか分からないので教えてください。

シカだけが言及されている意図を教えてください。

(浅野会長)

これは、今回シカだけを問題にしたのではなく、シカについては今までの法律上1日に1頭しか捕まえてはいけませんという規定がありました。それでは福岡県は困るので、県独自の考え方として、法律はそう言っているけれども、県ではシカについては1日1頭という制限はしませんとするために県独自の特例を定めていたのですが、今回法律の方で、シカが1日1頭という制限がなくなり、県の計画でわざわざそのことを断る必要がなくなったので、その文を削除するということです。

単純に法律が変わり、それと矛盾する県の特例が必要なくなったので、削除しましたということです。イノシシの話はここでは直接には関係ありません。

(畜産課：山下課長)

イノシシにつきましては、被害が減ってはきておりますけれども、依然として高い水準でございまして、やはりこれからも捕獲を進めていかななくてはならないというふうに思っております。

捕獲頭数は国の交付金等を活用しまして、捕獲頭数も増えてきておりますし、そのことによりまして被害額も減ってきておりますので、そういった取組みも今後さらに進めてまいりたいと考えております。

(浅野会長)

よろしいですか。他に何か御質問等はございますか。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。

それではこの2件につきましても、公園鳥獣部会に付託をし、その決議を以って当審議会の決議とするということによろしいでしょう。

(異議なし)

異議無いですね。それでは御異議ないものと考えます。次に部会で既に決めていただいたことについて御報告をいただきます。

温泉部会に付託をしておりました案件について、温泉部会長から御報告をいただきます。糸井部会長お願いします。

(糸井温泉部会長)

温泉部会、部会長の糸井です。

前回の環境審議会の開催以降、温泉部会を1回開催しており、その審議の結果とそれに基づく答申について御報告をいたします。

お手元の資料7を御覧下さい。

なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

従いまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載にとどめさせていただいております。

委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは1枚めくっていただいて、1ページを御覧下さい。

平成29年10月24日に諮問がなされ、会長から付託を受けました動力の装置の許可申請2件につきまして、同日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

その裏の2ページ目を御覧ください。

審議の結果、いずれの案件につきましても「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年11月15日に答申がなされております。

以上でございます。

(浅野会長)

只今御説明いただいたとおり、2件について、支障なしという答申をしたとの御報告でご

ございます。何か御質問ございますか。

(質問等なし)

よろしいでしょうか。

それではこの件につきましては、御報告を承ったということにさせていただきます。

それではその他の報告がございます。前回審議会でも報告申し上げましたが、福岡県の生物多様性の地域戦略について、行動計画が新たに策定されますので、これについて事務局から説明をいただきます。

(自然環境課：岩崎課長)

自然環境課です。

それでは、資料8に基づきまして、「福岡県生物多様性戦略第2期行動計画の策定について」報告させていただきます。

「福岡県生物多様性戦略第2期行動計画(案)」につきましては、資料を一枚めくっていただいた次のページに「概要」としまして、A3縦長版、その次のページからA4版で「最終案」としまして行動計画全体を本日配布させていただいております。資料はA3版「概要」に基づいて説明させていただきます。

それでは、概要の方の資料を御覧いただきたいと思います。資料の上の方に「福岡県生物多様性戦略(平成25年3月策定)」と記載してある箇所を御覧いただきたいと思います。

「福岡県生物多様性戦略」は、本県の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成25年度から10年間の基本計画として、策定されております。

福岡県生物多様性戦略は、先ほど説明がありました「福岡県環境総合ビジョン」の下位計画でありまして、「自然共生社会の推進」という分野の基本計画であります。

戦略では、「豊かな自然の恵みを持続的に享受できる自然共生社会」という目指す社会を実現するため、4つの「行動目標」を定め、行動目標を達成するための取組みを「行動計画」として定めております。

行動目標を達成するため、平成25年度からの10年間で2期に分けて「行動計画」を定め、取り組んでおります。

平成25年度から5年間の対象期間とします「第1期行動計画」が今年度で終了しますことから、平成30年度から5年間の対象期間とする「第2期行動計画」を今年度に策定しているものです。

第1期行動計画は、「基盤整備の期間」と位置付けまして、レッドデータブックの改訂、公共工事の配慮指針の策定などの重点プロジェクトを含む取組みを実施しております。

第2期行動計画は「様々な主体による取組みが生まれ始める期間」と位置付けまして、

NPO・企業・事業者など多様な主体による取組みを促進する施策を予定しております。

なお、第二期行動計画の策定に関しましては、生物多様性戦略策定の際（平成 24 年度）に設置した福岡県生物多様性戦略専門委員会（9 名）の中から 5 名の方に委員になっていただき、策定について議論いただいているところでもあります。

次に、資料の中ほど「第 1 期行動計画の取組状況の検証・評価、社会情勢の変化の反映」「策定の 4 つの視点」、緑で色を付けているところを御覧下さい。

第 2 期行動計画では、第 1 期行動計画の取組状況の検証・評価、平成 25 年 3 月に福岡県生物多様性戦略を策定しました後の社会情勢の変化を計画に反映するため、4 つの視点を設けて策定をしております。

最初に、「地域づくり」の視点です。

「生物多様性の保全と持続可能な利用が、魅力的で活力ある地域づくりや地域経済に貢献する」という視点を設けております。

2 番目は、「土地利用」の視点です。

近年、「生態系を利用しました土地利用（グリーンインフラ等）」の新しい概念が議論されていることや、昨年 7 月の九州北部豪雨もありまして、森林の持つ機能の重要性などが求められていることから、「土地利用の視点」を設けております。

3 番目は、「持続可能な開発目標（SDGs）との関連づけ」の視点です。

平成 27 年 9 月に開催されました国連サミットで採択されました「持続可能な開発目標」と行動計画の施策の関連付けを行いまして、持続可能な社会の実現に向けた施策を提示しております。

4 番目は、「生物多様性の主流化」の視点です。

生物多様性の主流化と申しますのは、様々な社会経済活動の中に生物多様性の視点を組み込むことを言います。

本県の施策でも生物多様性に配慮したものとなるよう取り組んでいるところですが、平成 28 年 12 月の生物多様性条約・締約国会議（COP13）におきまして「農林水産業及び観光業を含む様々な分野で生物多様性への配慮を行うこと」が採択されましたことから、取組みの強化を行いたいと思っております。

資料の下ほど青い線が引かれておりますけれども、「福岡県生物多様性戦略 第 2 期行動計画の策定」を御覧下さい。

第 2 期行動計画におきまして「地域づくり」の視点を新たに設けたことから、行動目標の「I 暮らしのなかで生物多様性を育みます」というところの 5 番目として新たな施策体系としまして、「生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくり」を追加しています。

第 2 期行動計画では、生物多様性戦略の 4 つの行動目標ごとに、「第 1 期行動計画の状況の検証・評価、社会情勢の反映」「策定の 4 つの視点」を踏まえた取組みを予定しております。その中から 13 の重点プロジェクトと 150 の施策を予定しておりますので、本日はその中から、代表的なものを御紹介したいと思います。

まず、第1期計画の策定後に生じた新たな課題、重要性が増した課題への対応でございます。

「Ⅱ 生物多様性の保全と再生を図ります」という行動目標の中で、(3) 野生生物の適切な保護と管理という施策体系の中に、「侵略的外来種防除マニュアルの作成」という取り組みがあります。

昨年6月、国内で初めて確認されましたヒアリなど外来種の定着予防、人体・農林水産業・生態系への被害防止を図るための対策としまして、今年度に策定します「侵略的外来種リスト」に基づきまして、人体に危険な外来種、県民が自ら防除できる身近な外来植物などの防除マニュアルの作成に新たにに取り組む予定としております。

また、先ほど説明しました「地域づくり」の視点を新たに設けましたことから、「Ⅰ 暮らしのなかで生物多様性を育みます」の(5) 生物多様性を活用した魅力ある県土づくり・地域づくりとしまして、二つの取り組みを新たに予定しています。

まちとむら交流促進です。これは、グリーン・ツーリズムでありまして、農林漁業体験や自然観察会などを行いたいと思っております。これらの取り組みは、地域経済にも貢献するだけでなく、生物多様性の保全にも繋がります。

次に、自然景観等を活かした観光の促進です。美しい自然景観も、重要な生態系サービスの一つであります。これらを観光資源として発信していくことで、地域経済の活性化に貢献しますとともに、暮らしの中での生物多様性を認識し、保全の取り組みのきっかけにもなることが狙いです。

次に、第1期計画での取り組みが不足しているものへの対応です。

「Ⅱ 生物多様性の保全と再生を図ります」という行動目標の中で、(2) 重要地域の保全、という施策体系の中に、「生物多様性の保全上重要な地域の抽出と保全の促進」という取り組みがあります。

生物多様性の保全上重要地域の抽出のための科学的データの収集を第1期から引き続き行いますとともに、これらの抽出結果を活用しまして、保護すべき種や区域を定めたりすることを行ってまいりたいと思っております。

また、先ほど諮問事項の中で説明しました「英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業」も予定しているところです。

三番目に、第2期計画の位置付けであります「様々な主体による取り組みが生まれ始める」ということを促進する対応です。

「Ⅳ 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します」という行動目標の中で、(2) 多様な主体の参画促進という施策体系の中に、「県民一体となった生物多様性保全活動の推進」という取り組みがあります。

例えば道路や河川での清掃時に、行政、住民団体などが一緒に外来種の防除を行うなど、県民一体となった生物多様性の保全活動をすることなど、新たにに取り組むことを予定しております。

お配りしている資料の説明は以上ですが、今後の本日の審議会での意見とその対応について、専門委員会の委員長と協議を行いまして必要な修正等を行い、今年度末に取りまとめを行う予定としております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、「福岡県生物多様性戦略第2期行動計画」について、御意見がございましたら、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。門上委員どうぞ。

(門上委員)

環境保全活動の活発化や土地の改良などで、生態系というのは非常に危機的な状況にあると私も思っているのですが、中でも特に沿岸漁業です。漁業はもう持続可能な状態ではなくなりつつあると考えています。特に福岡県だと有明海や周防灘というのは30、40年前と比べても、圧倒的に生産量、漁獲量が落ちているというような形になっています。持続可能な社会、持続可能な漁業というのが一体全体どうなっているのかなということで、それに対してやらなくてはならないことは多々あるとは思いますが、この計画の中で言いますと、調査研究で沿岸漁業を含め、海洋における生物多様性を保全するとか、有明海の再生に関して、福岡県の計画に基づき調査研究をするというような形で、調査研究をするというのはありますが、具体的に何年以内になど数値目標を改定することは難しいとは思いますが、漁業や海洋生態系の喪失が随分進んでいる割には取組みが不十分ではないかなと僕は思います。

特に周防灘はどんどん埋め立てが行われています。北九州が埋め立てをする。県も埋め立てをする。その時にアセスメントをしますが、その度に影響がない。影響がないということで、軽微な影響はあると、そして軽微な影響がどんどん貯まっていった大きな影響になっていると。アサリも全然いなくなり、昔捕れていた魚も全然獲れなくなってしまっているのが事実です。

そこら辺を県がどう考えているのかなということをお聞きしたい。

(浅野会長)

事務局お答えがありましたらどうぞ。

(自然環境課：岩崎課長)

自然環境課 岩崎です。

漁業に関しての指摘でございました。仰るとおり漁業は天然資源を要する産業でありますことから、豊かな海や川の恵みの上に成り立っていると、そういった産業であると考えております。

従いまして、漁獲される生き物だけではなく、餌になる生き物を含めた生態系の健全さを保つことが大切であると考えております。海岸だけではなく、山や川を含めました持続可能

な保存と利用を図っていきたいと考えております。

(門上委員)

沿岸漁業は山などとも繋がっていて、また、土地利用にも絡んでいて、非常に難しい問題であるとは私も十分に考えていますが、日本は沿岸漁業を今から大切にしていかななくてはならないと、重要な食料資源となりますから。ですから、そういったことに対する力のかけ方がまだ足りないのではないのかなと思います。特に調査研究を十分にされているのかどうか。有明海の原因というのでも解明されていないわけではないですか。それに対して地元の自治体がどのようにするのか、もうちょっと積極的にやるのか、今までどおりの延長の中でやるのかといったところをお聞きしたいと思っています。

(自然環境課：岩崎課長)

御指摘の点に関しまして、私どもの方で今具体的に回答を持ち合わせておりませんので、農林水産部の方に確認してまいりたいと思います。

(浅野会長)

この計画の中では54、55、64、65ページが御質問の関連箇所です。

ただ単に調査研究をやると書いていない。色々書いてある。

ただ、確かに門上委員が仰るように実際にアセスをやっている立場からは矛盾を感じます。54、55ページに書いてあるにもかかわらず、北九州市港湾局や国土交通省が次々と埋め立てをやるわけです。その度に影響はありません、影響はありませんとの繰り返しです。

ですから、そのこととここに記載してあることがどう繋がるのかという端的な御質問でございます。

ですから、こんなことを言っているからどうなんだということですが、課長はアセスも担当しておられますから、何か一言ありましたら是非どうぞ。

(自然環境課：岩崎課長)

アセスを行う時も引き続き生物多様性について確認しますとともに、事務にもそういったものが活かせるように配慮してまいりたいと思います。

(門上委員)

是非、調査研究をもう少し充実させて生態系の構造とかのデータを出さないと評価しようにもデータが無いから、既存のデータだけで評価した折にはほとんど影響がないという話になってしまう。だけど、先ほど言った食物連鎖だとか、色んなものが絡んでいるわけですよ。

そこら辺に対する情報がほとんどないので、単に調査研究をするということではなく、もうちょっと予算をかけて充実してもらって、それが実際のアセスの時に活かされるような情報を出していただいた方が長い目で見た時に良いのではないのかなと思います。

是非その辺を頑張ってくださいなというのが希望です。

なぜアサリが少なくなったのかとかタイラギがいなくなったのかとかいったことを解明していただけたらと思います。

(浅野会長)

御要望ということで事務局は受け止めてください。それから、環境研究の総合推進費、今年はかなり大きく研究をして、その中でも瀬戸内海は本格的に扱った研究として柳先生を中心にやっておられます。その成果が出てくると期待をしています。残念ながら周防灘が対象にはなっていない。広島ぐらいから岡山くらいまでが中心ですから、周防灘は仰るようにまだ研究は少ないと思います。

どうぞ。

(山崎委員)

先ほどの研究については私も同感ですが、もう1つ研究をする場合に具体的な目標を設定しないとなかなか何をやっていいかわからないということになると思います。

例えば、生物多様性というのは、生物相互間の関係ですとか、沢山ありますけれども、最低限1つの種について、どこで生まれてどういうふうに育って最終的にどういうふうに産卵すると、そういった観点から、最低1つの種くらいはターゲットとして掲げてはいかがでしょうか。

もう1つ。この件はこの場で何度も申し上げておりますが、私がよく理解しているのは室見川の河川の生態系についてなのですが、堰が沢山あるので、見た感じで水は流れていません。

要するに、実際は水は流れているのですが、堰あげられていて、上の堰までその下流の堰による堰あげが続いています。したがって、特に中流域は実質的に水が流れていない区間が非常に多い(70%くらい)。そういったことにより、例えば瀬・淵を棲息域とする生物はすごく減っている。逆にコイだとかフナとか水たまりに住む生き物は増えている。そういった意味では、生態系はかなり貧困なものになっています。

今日の話だと水質測定計画とかはしっかりあって、水質は測って、環境基準はかなり満足しているにもかかわらず、生態系が改善されないとなると、やはり物理的な川の形状だとか水量だとか、流速だとかそういったものが生態系を貧困にしている原因だと思われます。そういったものに対する考え方が全体として環境の中に無い気がしますので、それを是非入れていただきたい。

それから、周防灘の件については、やはり他のところと比べて貧栄養化の影響が出ている

という話がありますので、そういった点からの考慮もできればと思います。
以上です。

(浅野会長)

他に何かございますか。井上眞理委員どうぞ。

(井上眞理委員)

31 ページを開けて見ていただきたいと思います。第 1 期に 13 の重点プロジェクトを掲げられて、それから第 2 期にも 13 ございまして、その中でも新規が 3 つあります。

そうすると、第 1 期に行われた新規に取って代わられた 3 つのプロジェクトというのは一体何が達成されたであるとか、どうしてその部分がなくなったのかということが分かりにくくなっています。どこかに書いてあると、第 1 期の達成状況は前のページの方に書いてあるかと思うので、それも併せて理解できると思います。たまたまプロジェクトの数が新旧ともに 13 なので、どうしてかと疑問に感じましたので、お答えいただければと思います。

(浅野会長)

それでは、今の件にお答えください。

(自然環境課：岩崎課長)

第 1 期に実施しました取組みにつきましては、お手元配布の後ろの方の資料の 10, 11 というところを御覧いただければと思います。

第 1 期に実施しておりますプロジェクトの評価につきまして記載させていただいております。

(井上眞理委員)

どれが第 1 期の分との比較かもう少し分かりやすいように、例えば資料の 10, 11 でどれが達成した、実施済みということが右側を見ると書いてありますけれども、第 2 期との関連をもう少し分かりやすく作っていただければと思います。

(浅野会長)

資料の 12, 13 は事務局は工夫することはできませんか。

資料の 13 の今後の展開・方向性というところに矢印等をつけて、新しい第 2 期行動計画では〇〇に該当するなどに入れていただければ、今の要望にお答えできると思います。

(自然環境課：岩崎課長)

検討させていただきます。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。他に特に御指摘はございませんか。それでは堤委員どうぞ。

(堤委員)

37ページの最後の2行目、新規の項目としまして、自然的景観を活かした観光振興という部分が入ったのは素晴らしいことだと思います。

ここに、「自然的景観を観光資源として発信していくことで景観の保全や魅力ある地域づくりに貢献する」と記載してあります。つまり、観光資源として発信すれば、自ずから景観の保全や地域づくりができるというように書いてあるように見えます。

しかし、例えば、観光資源として棚田を発信して、そこにどんどん大型バスが停まるような駐車場ができたとかそういうことになると逆効果ということになることも、もしかしたらあるかもしれないと思います。

その点はどういう趣旨なのか御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

(自然環境課：岩崎課長)

仰られたように、棚田を見に来られた方が駐車場に停めていくというのは良くないことだと思うのですが、私どもとしまして書いておりますのは、そういった景観という意味で地域経済の活性化につながると共に暮らしの中で生物多様性があるということを認識いただきたいという意味で書いております。言葉足らずな面があったかもしれません。

(堤委員)

是非、そういったことがないように分かりやすく詳しい表現にさせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(浅野会長)

これは修正をしてください。観光振興課から出てきているので、観光振興課の観点からしか書かれていないので、やはり環境の面からみてどうなるかということがあるでしょう。

ですから、ここで生物多様性の地域戦略に基づく行動計画ですから、それによって、生態系サービスについての認識を深めるとか、生物多様性についての認識を深めるというようなことを少し入れるだけでも大分違ってくると思います。

果たして観光振興課が生物多様性を分かってこれを書いているのかが良く分からない。今のような疑問が生じてしまう恐れがあるので、記載依頼があったことについて、環境の面からの手を入れて加工して出すというのが必要だと思います。

景観ということについてどういう捉え方をするのかという問題は、確かに言えることだと思います。私は太宰府市の景観審議会の会長もやっていますけれども、太宰府市では景観と

というのは目で見るものだけではなくて、自然そのものが景観であるという考え方を取っています。

鳥のさえずり、川のせせらぎ、梅の香り、これらは全て景観ですよということを言っていて、景観の意味が広いんです。

そこまでやらないと、環境面から見た景観にはならない。たぶん白砂青松の海岸や棚田というのはそれ自体が生物多様性と深くつながりがあるので、そこに目をつけてくれているのは良いことだと思います。ただ、今の御指摘の堤委員が言われたとおり表現をもう少し、誤解を与えないように手直しをしてください。

それでは、2点ここは手直しをして欲しいという意見が出ましたから、是非その辺を専門委員会で話し合ってください。他はよろしいですか。

(質疑なし)

よろしいようでしたら、これについてはさらに最終的に専門委員会で手直しをされて、行動計画として採択されるということを審議会として御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

よろしいですか。それではそのようにします。

それでは本日の審議内容は以上でございます。皆さん御協力ありがとうございました。では、事務局の方からよろしく申し上げます。

(環境政策課：迎田企画広報監)

浅野会長、議事の進行どうもありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。県といたしましては、当審議会の御意見を十分に踏まえまして、今後の施策を進めてまいりたいと思っております。

また、今後とも、県の環境行政に対し、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に水質部会並びに公園鳥獣部会に所属の委員の皆様にご連絡申し上げます。水質部会については、このあと13時から開催いたしますので、お時間までにお隣の特5会議室へお集まりください。また、公園鳥獣部会につきましても、このあと開催いたしますので、6回の604B会議室へお集まりください。

これをもちまして、平成29年度第3回福岡県環境審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。